

第1章 災害復旧計画

第1節 災害復旧事業の推進計画

第2節 被災者の生活確保

第1節 災害復旧事業の推進計画

《 基本方針 》

災害復旧計画は、被災した施設の原形復旧を基本として、再度の災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良等を行う。災害発生後の災害復旧の実施にあたっては、将来の災害に備える事業計画を樹立し、被害の状況から重要度、緊急度に応じた早期復旧を目標にその実施を図る。

第1項 復旧事業計画

《 計画目標 》

1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第3部 災害復旧計画 第1章 第2節 災害復旧事業の推進計画】を参照する。

第2項 復興計画

《 計画目標 》

1. 復旧、復興の基本的方向

市は、県と連携し、被災の程度や住民の意向等を勘案し、早急に復旧、復興の基本的方向を定める。

1) 被害が比較的少なく、局地的な場合

原形復旧を原則とし、局地的な地域は、中・長期的な視点で災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

2) 被害が甚大で、広範囲な場合

原形復旧を目指すことが困難と予想され、災害に強い地域づくり等、中・長期的課題の解決を図る復興を目指す。

2. 復興計画

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

1) 復興計画(案)の策定

- ア. 市街地復興に関する計画の策定
- イ. 産業復興に関する計画の策定
- ウ. 生活復興に関する計画の策定
- エ. 事業手法
- オ. 財源確保
- カ. 推進体制に関する事項等について定める。

第2節 被災者の生活確保

《 基本方針 》

災害時には、多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第3部 災害復旧計画 第1章 第3節 被災者の生活確保】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

第1項 被災者の生活確保計画

(救援班・調査班)

《 計画目標 》

1. 被災者の生活確保計画

1) 生活確保資金の融資等

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第3部 災害復旧計画 第1章 第3節 被災者の生活の確保】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

2) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく措置

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立して生活を再建する事が困難な者に対し、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定め、最低限度の自立した生活の開始を支援する。

3) 罹災証明の発行

罹災証明の発行については、【風水害等対策編 第3部 災害復旧計画 第1章 第3節】により行うものとする。

●参考資料編 様式 風復-1-3-6-1 「罹災証明の様式」

4) 被災証明の発行

被災証明の発行については、【風水害等対策編 第3部 災害復旧計画 第1章 第3節】により行うものとする。

●参考資料編 様式 風復-1-3-6-2 「被災証明の様式」